

# 城南家保ニュース Vol.24-8

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail [jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>



## 高病原性鳥インフルエンザ等の特別防疫対策期間が始まりました！（H24.11.1～H25.3.31）



渡り鳥の飛来が多くなり、鳥インフルエンザの発生が心配される季節になりました。熊本県では毎年11月1日から翌年3月31日まで高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間として定め、防疫対策の強化を行っています。侵入防止のため、消毒等による衛生管理区域への病原体の持ち込み防止、防鳥ネットの点検、ネズミの駆除など引き続き飼養衛生管理基準の遵守をよろしくお願いいたします。



## 沖縄県で牛流行熱が発生しました。

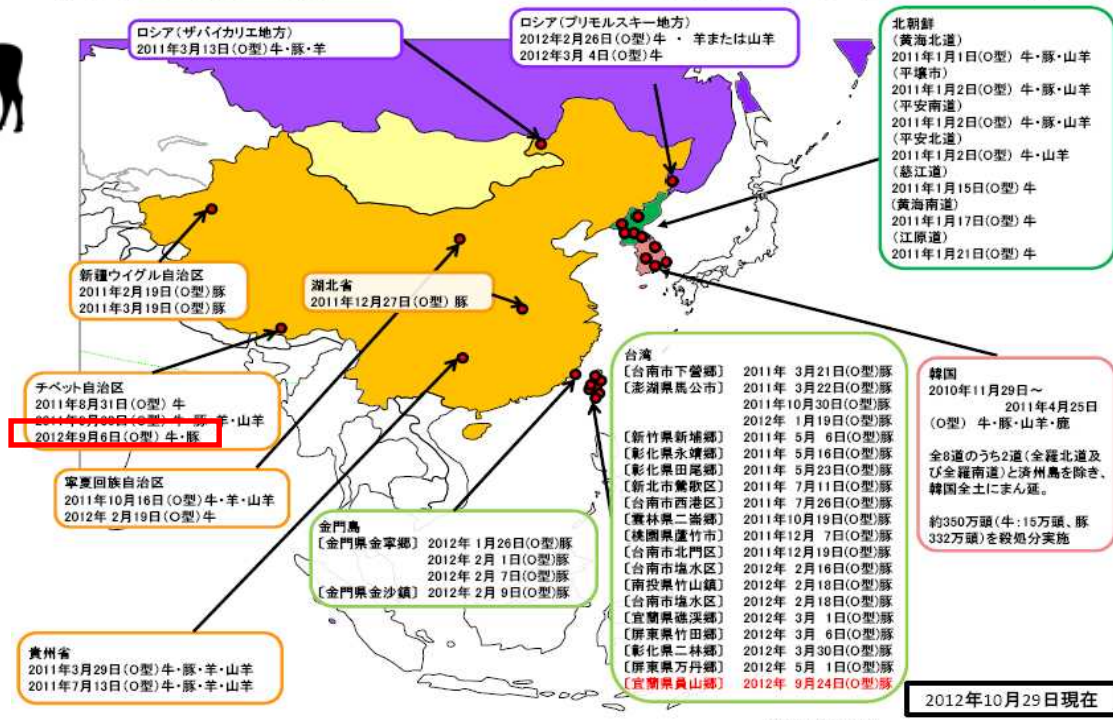
沖縄県で10月に牛流行熱が発生しました。我が国では平成16年以来の発生です。牛流行熱は、ヌカカや蚊などの吸血昆虫が媒介する流行性感冒として知られており、九州以北では過去20年以上にわたり発生はみられていません。しかし、一過性の高熱・肺気腫・関節炎等の症状により、起立不能や乳量低下など経営に大きな影響を及ぼす疾病であるため十分な注意が必要です。本症はワクチンによって予防することができます。熊本県では4～6月に行われます異常産ワクチン接種と同時期に実施していますのでワクチン接種をよろしくお願いいたします。



## 中国・台湾で口蹄疫が継続発生。

2012年9月6日に中国、9月24日及び10月3日に台湾で口蹄疫（O型）の発生が報告されました。中国では牛・豚ともに臨床症状が認められ、台湾では1例、豚で蹄における病変が確認されています。

中国、香港、台湾、韓国、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2011年1月以降の発生）



※ 出典: OIE ほか

つきましては、本病の侵入防止のため、立入禁止看板の設置・車両消毒設備（石灰散布等）・踏み込み消毒槽の設置、記録の徹底など、引き続き飼養衛生管理基準の遵守について、万全を期されますようお願いいたします。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	9月6日	牛/豚	O型
	台湾	9月24日	豚	O型
		10月3日	豚	O型
高病原性鳥インフルエンザ	ネパール	8月27日	家きん	H5N1
	インド	10月12日	家きん	H5N1

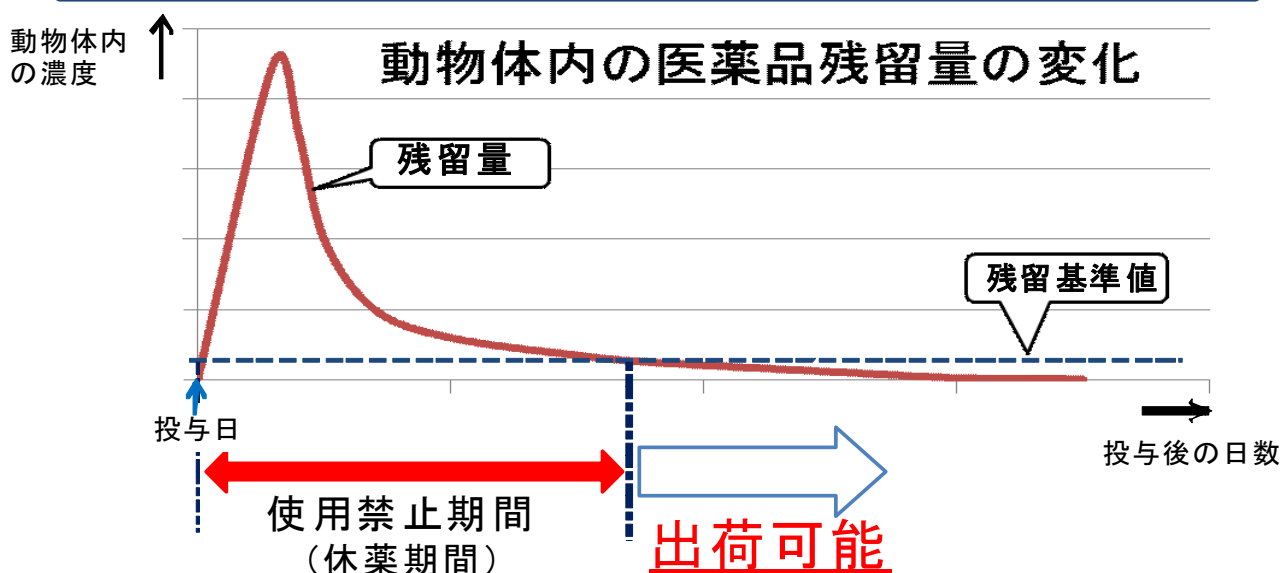
口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザを疑う症状などの異常が見られましたら家畜保健衛生所まで早期通報をよろしくお願いいたします。

# 抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用しなければいけません。

## 使用基準を守らないと...

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。



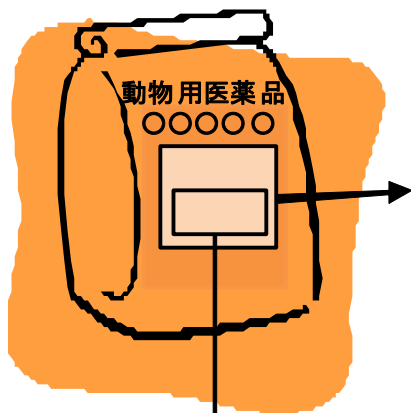
使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。

## 使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)

- ・ 出荷前の豚に抗菌剤の入った飼料を誤って投与したため、**豚肉に残留(2tを回収)**。
- ・ 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため**牛肉に残留(124kg回収)**。
- ・ 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、**卵に残留(自主回収も含め約101万個回収)**。当該農家は廃業。
- ・ 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調整飼料に添加したため飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去しきれず、**はちみつに残留(3t回収)**。

使用基準の確認方法は裏面へ

# 使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載  
(裏面に記載の場合もあり)

## <表示例>

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)  
効能・効果  
豚： 豚回虫の駆除

### 用法・用量

**飼料1t当たり〇gを均一  
に混合し、〇日間経口投与  
する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**豚**：食用に供するためにと殺する前〇日間

対象動物

使用禁止期間(休薬期間)

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

※ 未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、薬事法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

お問合せは 城南家畜保健衛生所(0966-22-3814)まで



# 11月は畜産環境月間です！

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」施行を機会に、熊本県では毎年11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上

これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ✓ 堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料(コンクリートやビニールなど)で整備し、堆肥化施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ✓ 堆肥化処理施設等は定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ✓ 家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

なお、管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です。

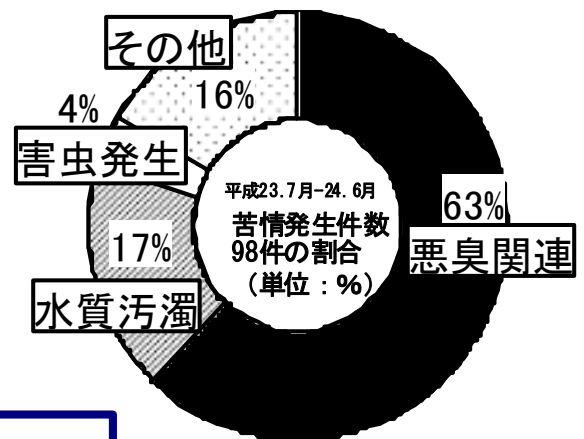
## 環境に配慮した畜産経営を！！

○畜産業において、家畜排せつ物の適切な管理は義務であり、日頃から点検し、地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

○畜産環境の苦情の半数以上は悪臭に関するものです。悪臭対策は畜舎からのふん尿の早期搬出や畜舎内外の清掃、圃場での散布後の速やかな耕起を行うなど、家畜の飼養・生産に伴う悪臭を防止、低減させる取組が重要です。

○県では関係団体と連携して熊本県耕畜連携推進協議会を設置し、家畜排せつ物の適切な管理を通じて生産された、良質な堆肥の情報等を提供するなど、環境保全型農業や耕畜連携を推進しています。詳しくは、「くまもと堆肥ネット」をご参照ください。

<http://kouchiku.aso.ne.jp/index.html>



### お問い合わせ先

- 球磨地域振興局農業・普及振興課  
0966-24-4129
- 熊本県耕畜連携推進協議会事務局  
096-333-2398(熊本県畜産課)  
096-328-1025(JA中央会・連合会 営農生活センター)

